

博士学位論文審査要旨

2010年1月23日

論文題目：韓国大企業のコーポレート・ガバナンス
-問題点と改善方向-

学位申請者：金 美廷

審査委員：

主査：商学研究科 教授 太田 進一

副査：総合政策科学研究所 教授 阿部 茂行

副査：総合政策科学研究所 教授 川浦 昭彦

要旨：

本論文は、韓国の財閥企業を中心としたコーポレート・ガバナンスに関して経緯と現状、問題点及び改善方向について検討したものである。

本論文の目的は3つである。①韓国経済史から、大企業が形成されていく経過において、どのようなことが原因で現在のコーポレート・ガバナンスが構築されたのかを明確にすること。②韓国大企業のコーポレート・ガバナンスの特徴を明確にすること。③韓国経済において大きな位置を占める韓国大企業の経営透明性を高めるためには、どのような政策を探るべきか、韓国大企業のコーポレート・ガバナンスを改善するためにはどのような政策にいっそう力を入れるべきかを提示することである。

また、仮説の設定ないしは提言として次の2つを提示している。①韓国大企業のコーポレート・ガバナンスが現在のような構造になったのは、外部的な要因が大きく作用している。②韓国大企業のコーポレート・ガバナンスを改善するためには、内部・外部統制を強化すべきである。以上である。

論文の構成は以下のとおりである。序説、第1章 韓国の企業政策の変遷、第2章 韓国大企業のコーポレート・ガバナンス、第3章 事例研究—SKグローバル事件、第4章 内部統制制度、第5章 外部統制制度、終章、以上である。

韓国の企業政策の変遷において、第2次大戦後、大企業への有利な展開が行われ、大企業を中心とした経済開発や、重化学工業の育成策、輸出政策、先端産業支援策、大企業の体質改善策、社外取締役の選任、監査委員会の設置、少数株主保護政策などの措置が講じられてきた。しかし、韓国の財閥を中心とした大企業においては、コーポレート・ガバナンスにおいて経営権の世襲制や、株式の相互持合い、系列会社を通じた株式保有などにより、韓国財閥企業を少数のファミリィにより統括・統制することが容易な構造となっている。そこに、SKグローバル事件に見られるような、裏面契約や内部取引、粉飾会計などの不祥事を発生させる原因が存在している。これは表面的な業績を好転させて、政府から大企業への支援を得るために、韓国財閥企業の循環型相互持合い構造を利用したものであり、企業倫理が不在であることを露呈させた。背景に、政府支援を得ることにより規模拡大を達成して熾烈な企業間競争を勝ち抜こうとの姿勢と、企業倫理の重視よりも規模拡大と経営業績の見せ掛けの達成を目標とした韓国財閥の姿勢から来ていると見られる。そのため、論文の執筆者である金氏は、企業倫理を強化するための政策が必要だと主張している。それが、まず内部統制政策である。理事会や監査、その他委員会による企業内部の機関を通じた経営を監視する統制システムである。また、監査の関連制度が導入されている。

さらに、筆者はその内部統制制度を経営全般の問題にまで拡大すべきであると主張している。その際に、内部統制政策であるCOSO (Commerce of Sponsoring Organization) の枠組みを参考にすべきであると提言している。他方では、内部統制の不十分さを外部統制政策により補完すべきであると主張している。それは、公正去來法(独占禁止法)の活用により、韓国大企業のコーポレート・ガバナンスを外部統制することにより、改善の方向を提示している。その一例は少數株主権の行使による外部統制である。さらに、大企業のコーポレート・ガバナンスの改善のためには、今後とも内部統制と外部統制の改革・革新を進める必要性を提言している。

以上のとおり、本論文は、従来の先行研究に見られるような、韓国財閥企業のコーポレート・ガバナンス論の研究のみではない。また、韓国独占禁止法(公正去來法)のみの研究でもない。韓国財閥企業のコーポレート・ガバナンス論の改善に焦点を当てながら、内部統制と外部統制(去來法)の補完による2頭立て論によるコーポレート・ガバナンス論に特徴が見られる。その意味で希少性があり、かつ独自性を保有している。

本論文の研究基盤は企業論や経営学に置いているが、経済学的アプローチや政策学的なアプローチも可能な研究領域である。その意味で、総合政策科学研究所に在籍していた金氏が、今後、周辺の学問領域のアプローチを試みることにより、韓国大企業のコーポレート・ガバナンス論のいっそうの発展が期待できよう。

本研究テーマに関する日韓の主要な参考文献を涉獵し、引用もなされている。総合試験の結果と併せて、本論文は、博士(政策科学)(同志社大学)の学位論文として充分な価値を有するものと認められる。

総合試験結果の要旨

2010年1月23日

論文題目：韓国大企業のコーポレート・ガバナンス
-問題点と改善方向-

学位申請者：金 美廷

審査委員：

主査：商学研究科 教授 太田 進一

副査：総合政策科学研究所 教授 阿部 茂行

副査：総合政策科学研究所 教授 川浦 昭彦

要旨：

金 美廷氏の課程博士論文の審査・公聴会が、2010年1月23日に実施された。最初に論文提出者から論文の目的、仮説の設定、論文の構成、内容に関する報告が行われた。続いて、両副査からコメントと質問が5点と4点、合計9点にわたって行われた。それに対して、報告者からの確な回答がなされ、質問者はその回答を充分に理解することができた。また、主査からは、本論文の特徴についてコメントがなされ、論文の評価が行われた。

金氏は、専門は企業論、経営学等であるが、報告を通じてそれに関する専門知識を保有しており、かつ日本語に関する語学力は、報告内容や、文献の引用、課程博士論文の文章表現からも充分に熟達していることが判断できた。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目：韓国大企業のコーポレート・ガバナンス - 問題点と改善方向 -
氏　　名：金　美廷

要　　旨：

韓国経済において大企業は重要な存在である。韓国経済史からみても韓国経済の発展は大企業の発展であると言っても過言ではない。政府の経済開発政策に合わせて事業を拡大化しながら本格的に企業活動を広げ、成長した。また、経済指標から見ても、2003年のデータでも韓国4大企業の輸出額が韓国全体の輸出額の48%を、売上高は韓国GDPの42%を占めるほど韓国経済において大企業は、重要な存在である。しかし、1997年に経済危機に陥り、韓国は1997年11月国際通貨基金(IMF)からの経済援助を受けるようになった。この1997年の経済危機以降、韓国が経済危機に陥った大きな原因のひとつが財閥の放漫な経営であると言われ、国内外から財閥のコーポレート・ガバナンスの改善が強く求められた。

韓国は1997年経済危機以降、いわゆるグローバルスタンダードに合わせようと努力していく、コーポレート・ガバナンスに関する法制の整備も進んでおり、欧米の新しい法律も素早く取り入れている。しかし、韓国の大企業のコーポレート・ガバナンスに対しては、まだ議論が続いている。そこでこの論文では、韓国大企業のコーポレート・ガバナンスの問題点を韓国経済史、大企業の形成史と現状から探し出して、その改善方向を提示したいと思う。

そこで、この論文の目的を、大企業が形成されていく中、どのようなことが原因で今のコーポレート・ガバナンスが構築されたのかを明確にし、韓国大企業のコーポレート・ガバナンスの特徴を明確にする。また、韓国大企業のコーポレート・ガバナンスを改善するためにはどの政策により力を入れるべきかを提示する。

第1章

韓国の経済・企業政策は、独立から経済危機以前まで大企業を育て、今の大企業の形態を形成するに大きな役割をした。特に、強力な経済政策が行われていて、大企業が大企業としての基盤を作った1970年代末までは、その影響力は大きかった。政府の経済政策に応じ事業を拡大し、政府の経済支援を受けられる事業権を取るための政府との癒着を隠すために所有経営をし、その所有・経営権を家族に世襲した。これが、韓国大企業のコーポレート・ガバナンスの特徴を決定した過程である。1997年の経済危機以降は、韓国経済再建の政策とともに、企業のコーポレート・ガバナンスに関する政策が立てられ、多くの制度が導入された。その制度に対しては、一定の評価はされているし、韓国の大企業もそれに応じて企業内の様々な改善を行っているが、いまだに韓国大企業のコーポレート・ガバナンスに対する評価は低い。それは、韓国大企業の発展過程であった政府との癒着とそれを隠すための所有経営構造に対する根深い不信感からであると考えられる。つまり問題は、韓国大企業の低い企業倫理意識である。韓国大企業のコーポレート・ガバナンスを効率的で、信頼できるものにするには、コーポレート・ガバナンスに関する制度の改革はもちろん必要であるが、それより先に大企業の内部からの改革つまり、所有経営者自ら変わって、韓国国民はもちろん世界で受け入れられる経営哲学と企業倫理、企业文化を確立することが必要であると考えられる。

第2章

韓国企業には規模の拡大と多角化に対する強い志向と、ほとんどの企業が創業者企業であること、また「創業者企業」という性格の下で、創業者の家族・親族・姻戚関係者などが大量に経営に参加しているという特徴が見られる。また、多くの系列企業を持っていてその企業間は循環型出資で複雑につながっている。その上に創業者家族が少ない持分で循環型出資構造を利用してグループ全体を支配し

ている。以上の韓国のコーポレート・ガバナンスの特徴による問題点は、相互出資と相互の債務保証・支払保証を通じた高い内部保有比率をもとに、大株主兼経営者がオーナーと代理人を兼ねる“支配株主経営体制”が維持されるため、韓国企業の場合、コーポレート・ガバナンスの核心的問題である代理人問題が、株主と経営者間で発生する問題ではなく、高い内部保有比率をもととする財閥オーナーと小額株主および一般株主との間の代理人問題か、財閥オーナーと各系列会社の債権者間、もしくは、その他の利害関係者間に発生する代理人問題であることが大きな特徴である。このような韓国大企業の特徴は、企業のコーポレート・ガバナンスに対する不信の種にもなるが、そのような特徴があつて規模の拡大や迅速な意思決定による成長ができたのも事実である。次の章では、韓国の大企業の問題点を確認すると共に、その問題点が不祥事を起こす時にどのような作用をするのかを考察し、韓国大企業のコーポレート・ガバナンスの改善方向を模索するのに参考にする。

第3章

2003年、韓国版エンロン事件と言われるSKグローバルの粉飾会計事件は、SKグループ企業のひとつであるSK証券とJPモーガンの事業の中で生じた損失と、賠償金を払うためにSK証券とJPモーガンが行った裏契約事件とグループ会長が、非上場企業であるウォーカーヒルホテルの株式をもつて自分のグループに対する支配力を固めるためにグループ内で不当な株式交換を行った内部取引事件、長年SKグループ内の問題解決を担当してきたSKグローバルの長年にわたる粉飾会計事件のことをいう。この事件の根本的な原因を探ってみると、そこには、過去政府の経済政策にのって事業を拡大していく中でコーポレート・ガバナンスの体制ができあがり、またその中で様々な問題が生じ、それを隠すために不祥事をおこしていたことが分かった。しかし、この事件の根本には、企業倫理を忘れ、外見の拡大や数字的成長だけを目標にした企業と、それを基準に企業を支援してきた政府の経済政策があった。

第4章

内部統制が企業経営のキーワードとしてスポットライトをあてられるきっかけになったのは、アメリカのエンロン社とワールドコム社の粉飾決算事件と、その事件を受けて米国政府が2002年7月サーベンス・オクスレー法を可決したことであると言えるだろう。このような米国の動きは世界に広まった。韓国でもその動きを受け、政府が2003年会計制度改革法案を制定したが、韓国が内部統制制度を導入したのはそれ以前である。1997年韓国が経済危機に陥ったのは、企業経営の低い効率性と不透明性が原因であるとされ、それを高めるための改革が韓国内外から強く求められた。その改革の中の一つが内部統制制度の導入である。国際救済基金(International Monetary Fund)の要求に応じ、韓国は金融関連制度を改正し内部統制制度を導入したのである。それが、証券関連法の改正である。その後、企業構造調整促進法という限時法の制定で企業にも内部統制制度が導入された。

米国のエンロン社、ワールドコム社の粉飾会計事件を機に2002年サーベンス・オクスレー法が制定されたことで、韓国でもそのような事件が起り得るという危機意識と、2003年韓国の財閥の一つでSKグループの中核企業であるSKグローバルの粉飾会計事件が直接的な引き金となり、企業にも内部統制制度が本格的に適用されることになったのが、株式会社の外部監査に関する法律の改正だった。そして、企業が内部統制制度を構築するにあたって準用・摘要する韓国型内部会計模範規準が必要だったので作られたのが、内部会計管理制度模範規準だった。しかし、以上の内部統制制度は、会計に限定されている。

しかし、韓国大企業のコーポレート・ガバナンスの改善のためには、この内部会計管理制度模範規準をCOSOのフレームワークのように経営の領域まで広げた概念を取り入れるべきである。経営権と所有権の一貫と世襲、グループ企業間の相互持ち合い、その構造を利用して企業オーナーが少ない持分でグループを支配するという韓国大企業の特徴は、韓国大企業の強みでもあるためそれを生かしながらコーポレート・ガバナンスを改善するためには、まずは、企業倫理、企业文化を確立し、それが企業経営を規律するようにしなければならない。そのためには、統制環境が土台となり、リスク評価と

統制活動、情報と伝達、モニタリングが会社のシステムを支える構造を作らなければならない。

第5章

韓国の大企業のコーポレート・ガバナンスの改善について、第4章で、統制環境を土台とした企業内部からの改善について述べた。しかし、韓国大企業は、所有と経営が一致していて、グループ企業間は循環型出資で複雑につながっている。その上に創業者家族が少ない持分で循環型出資構造を利用してグループ全体を支配しているという特徴から、コーポレート・ガバナンスの改善を100%大企業に任せることはまだ危険であると言える。その危険性を補完するために必要なのが、外部統制である。その役割を果たせるのが、公正去来法と少数株主権である。公正去来法は、1987年の改正によって大企業を統制する条項ができて以降、大企業を統制する役割を果たしてきた。しかし、頻繁な改正によってその存在感が弱っている。それを補完するものとして少数株主権が大企業を統制することで、第4章で述べた大企業内部からの改善に加え、外部から公正去来法と少数株主権で大企業を統制することで韓国大企業のコーポレート・ガバナンスは改善の方向に確実に進むことができるだろう。

韓国大企業のコーポレート・ガバナンスを取り巻く環境は日々変わっている。韓国大企業のコーポレート・ガバナンスに関する制度は頻繁に改正が行われている。今後は、このような変化を踏まえ、COSOのフレームワークにより韓国の環境に合う形に改善していくことについて研究をつづけたい。